

## 細則

### 第1条（登録企業体・レディースを設けるねらい）

第1章総則第3条（目的）にある「この連盟は、剣道の健全な普及発展と振興を通して、実業人としての人格と体位の向上および相互の親睦を図り、社会の発展に寄与することを目的とする」とあり、全日本剣道連盟「剣道指導の心得」（生涯剣道）に「剣道は世代を超え学び合う道である。また、『交剣知愛』の輪を広げていくことを指導要点とする」とある。

実業団剣道もこの基本を受け継ぎ、剣道を親しむ者同士支え合い、「社会の発展に寄与することを目的にした本連盟の基本精神」を拡大していくものである。

### 第2条（組織・組成の条件）

#### ① 登録企業体

第5条1・2項の条件に満たないが、当連盟の目的に賛同し活動を共にしている個人（男子）で、「登録企業体」として登録参加することができる。

参加登録メンバーの中から1名が「代表者」となり、「企業名およびそのメンバーを登録した団体」とする。〔1団体〈5人制〉5名以上の登録となる〕

#### ② レディース

第5条1・2項の条件に満たないが、当連盟の目的に賛同し活動を共にしている個人（女子）は「レディース」として登録参加することができる。

参加登録メンバーの中から1名が「代表者」となり、「企業名または〇〇クラブ名およびそのメンバーを登録した団体」とする。〔1団体〈3人制〉3名以上の登録となる〕

### 第3条（登録）登録企業体・レディースの所在地

① 第5条3・4項に該当する組織は、「代表者」および「住所・事務局」「メンバー」を明記し登録する。

② 登録団体名・クラブ名および代表者の登録所在地は、県内に所在するものとする。

③ 企業体・レディースへの「登録メンバー」は、県内所在には拘らないが、勤務先が栃木県内であること。（交剣知愛）

### 第4条（大会参加資格）

#### ① 団体試合

当連盟主催の大会（団体試合）の参加資格は、登録された「企業体・レディースの企業体またはクラブ」でかつ登録メンバーによる参加を認める。（登録のないメンバーは認めない）

#### ② 個人試合

個人試合の参加は、「普及・発展」から、あまねく方面からの参加を希望することから、企業体・レディースの団体登録外の剣士の参加を可とする。（個人試合参加費納入の者）

### 第5条（登録の時期と登録メンバーの立場・位置）

① 登録は、その年度の総会、理事会兼団体抽選会までに「所定の用紙」にて事前に登録申請する。

② 登録されたメンバーは、既加盟企業の組織から見ると「社員」に値、位置するものであり、登録メンバーが都度移動する事は厳に避ける。よって、何らかの事由で、登録メンバーから外れた場合は、そのメンバー（個人）は2年間、他の企業体への登録はできない。個人試合はこの限りではない。

### 第6条（年会費と大会参加費）

#### ① 年会費

イ加盟企業体	1 団体 20,000 円
ロ登録企業体	1 団体 20,000 円
ハレディース	1 団体 1,000 円
ニ賛助会員	1 名 5,000 円

#### ② 大会参加費

イ団体試合（男子）	1 チーム 10,000 円
ロ団体試合（女子）	1 チーム 3,000 円
ハ個人試合（男子・女子）	1 名 1,000 円

③ 記念大会の参加費は、理事会に諮り決定する。

第7条（優秀選手選考委員および強化指定選手選考委員）

① 5年毎に開催される記念大会（個人試合：東西対抗試合・団体試合：三部対抗親善試合）において優秀選手選考委員長1名、優秀選手選考委員若干名を設置し、優秀試合賞および優秀選手賞を決定する。

② 個人試合および団体試合において強化指定選手選考委員長1名、強化指定選手選考委員若干名を設置し、記念大会（個人試合：東西対抗試合・団体試合：三部対抗親善試合）の選手候補を選考する。なお、選手の決定は会長・副会長・理事長にて行う。

附則

本細則は、平成24年5月19日から施行となる。

・令和4年5月29日一部改定